

第4章 景観重要区域の方針等

第1 沿道景観形成地区

1 良好な景観形成に関する考え方

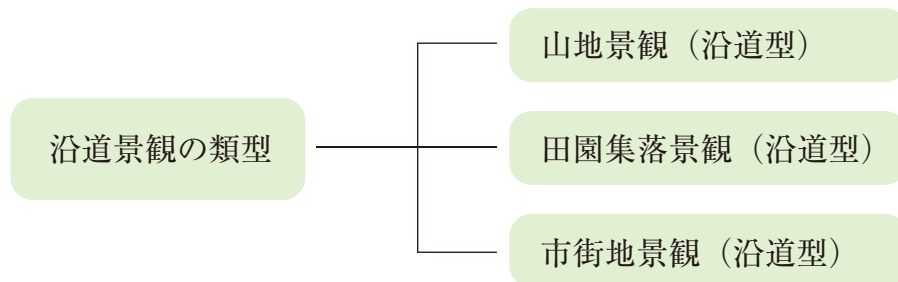
(1) 沿道景観の種類

沿道の景観は、それぞれの地形、地域の土地利用、住む人々の生活様式等により、自然豊かな山地部、広々とした田園地帯、沿道サービス施設等の連たんする市街地等さまざまな様相を呈しており、沿道景観を良好なものとするには、それぞれの地域の特性に沿った景観形成を図っていく必要がある。

このため、沿道の地形や土地利用等の実態をもとに、沿道景観を類型化することとする。

沿道に山が迫り、穏やかな起伏をなす山麓地域の山地景観、平野部に広がる農地や、緑豊かな風景の中に集落が点在する田園集落景観および沿道に住宅や商業・工業系の施設が点在したり、今後もこれらの立地が予想される市街地景観の3つの類型に区分する。

この景観類型を沿道の各地域に適用するに当たっては、現状の景観とともに将来の開発計画等による景観の変化等も考慮して、地域の景観の類型を定めることとする。



(2) 基本方針

沿道景観の視点場は道路上である。このうち特に眺望を楽しめる区間、主要な交差点、橋りょう上、公共の施設や史跡等に接する部分等は、特に重要な視点場となる。

この視点場から沿道景観形成のあり方を考えるものとし、その基本方針を次のとおりとする。

国道307号	
1) 親しみとうるおいのある沿道景観の形成	<p>古い歴史の中で人々に親しまれてきたこの道路沿いには、樹林や河川の自然景観が豊富であり、茶園や水田の中に瓦屋根の集落が点在し、ところどころには由緒ある史跡や社寺の境内林が見られる。</p> <p>今後も親しみとうるおいのある沿道景観を守り育てていくために既存の樹林、水面、農耕地等の自然的景観の保全や新たな緑の造成を行うものとし、建築物や工作物についても周辺景観に調和するよう配慮するものとする。また、神社・仏閣や由緒ある史跡、社寺の境内林等落ち着いた歴史的景観を呈しているところにあっては、これらの景観を特徴づけている建築物や樹木等の保全を図るとともに、これら歴史的文化遺産の観光資源としての活用等にも配慮した沿道景観形成を図るものとする。</p>
2) 地域の活性化に配慮した沿道景観の形成	<p>本路線の沿道は地条件等が活かされた土地利用計画に沿って市街化が進みつつあるので、用途地域等の将来計画を踏まえ、それぞれの、伝統的あるいは近代的な産業の影響で、地形、地理的な立地地域特性を生かしつつ沿道の活性化に配慮した景観形成を図るものとする。</p>

(3) 類型別景観形成の方向

①山地景観（沿道型）

良好な樹林や山林によって形成された緑豊かな沿道景観の形成を図る。

このため、道路は、のり面、道路施設、植栽等についてできるだけ周辺の自然景観との調和に配慮する。

また、山林の保全と併せて、建築物や工作物については、敷地境界線からその位置をできるだけ後退させるとともに、また、形態、意匠、色彩等についても自然景観に調和するよう配慮するものとする。さらに、敷地内の緑化を図り、自然と一体となった景観に配慮するものとする。

②田園集落景観（沿道型）

広がりのある田園のなかに瓦屋根の落ち着いた集落の家並みが点在し、背後の緑豊かな山並みと一体となった郷土景観の保全を図る。

このため、道路は、のり面、道路施設、植栽等についてできるだけ周辺の自然景観との調和に配慮する。

農地や社寺の樹林は保全を図るとともに、建築物や工作物は周辺の田園景観や落ち着きのある集落景観と調和するよう形態、意匠、色彩等について配慮するものとし、さらに、敷地内の緑化を図る。

また、集落内を流れる小川等の護岸には、できるだけ自然素材を用いるなど地域になじむ景観の形成に努めるものとする。

③市街地景観（沿道型）

地域条件等を生かした、調和と統一感のある街並みを形成し、市街地内でも緑豊かな沿道景観の形成を図る。

このため、道路は緑化に努めるとともに、道路施設等に景観的な配慮を行い、親しみとuringおいのある魅力あふれた空間の形成を図る。

建築物や工作物は、道路からできるだけ後退を図り、道路景観にゆとりをもたせるとともにその形態、意匠、色彩等に配慮するものとし、また人工的な印象を和らげるため、敷地周辺の緑化に努めるものとする。

2 行為の制限に関する考え方（景観形成基準）

（1）届出の必要な行為と基準項目

沿道景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

（届出対象行為）

- ㉗ 建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- ㉘ 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ㉙ 木竹の伐採
- ㉚ 屋外における物件の堆積
- ㉛ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ㉜ 水面の埋立てまたは干拓

（基準項目）

- ㉗ 建築物等の敷地内における位置、形態、意匠、色彩または素材
- ㉘ 緑化措置または樹木等の保全措置
- ㉙ 木竹を伐採する場合の位置または規模
- ㉚ 屋外において物件を集積し、または貯蔵する場合の位置、高さまたは遮へい措置
- ㉛ 鉱物を掘採し、または土石の類を採取する場合の遮へい措置または事後措置
- ㉜ 水面を埋め立て、または干拓する場合の護岸の措置
- ㉝ 土地の形質を変更する場合ののり面の措置
- ㉞ その他知事が景観形成のため必要と認める事項

（2）沿道景観形成地区の景観形成基準

①景観形成基準の考え方

沿道景観に影響を与える行為は、建築物等の設置行為をはじめ、木竹の伐採、物件の集積、土地形質の改変行為等多岐に及ぶ。

これらは住民の生活あるいは事業者等の産業活動と密接に関連しているものであるが、沿道景観にも大きな影響を与える行為であるため、良好な沿道景観を保全し、またこれとの調和を図り、場合によっては新たに美しい景観を創造するという観点に立って、これらの行為がなされる必要がある。

このため、これらの行為をする場合の景観上留意すべき事項を景観形成基準（以下「基準」という。）として定め、基準に基づき、これらの行為に対し、必要に応じて勧告を行うものとする。なお、周辺景観に著しく支障があると認めるものは、条例に定める特定届出対象行為について、基準に適合しないものを行おうとする者またはした者に対し、設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

各種の行為に対応した基準の指針は次のとおりであるが、この活用にあたっては景観形成の基本方針および各景観類型における景観形成の方向をもとに景観類型別に定め、その運用を図るものとする。

- ア. 建築物等の位置については、道路からできるだけ後退し、緑化のための空間を確保できるよう基準を定めるとともに建築物等の敷地については、緑豊かな沿道景観を形成するために必要であり、かつ、周辺環境との調和の得られる緑化措置および樹木等の保全についての基準を定めるものとする。
- イ. 建築物等の形態、意匠および素材については、沿道の状況に応じて周辺と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- ウ. 建築物等の色彩については、周辺の景観と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- エ. 沿道に存する景観上重要な樹木、木竹等は極力保全するものとし、やむを得ず伐採しなければならない場合には、周辺環境との調和の得られる代替植栽等の事後措置を講じるものとする。
- オ. 屋外における物件の集積または貯蔵については、その高さをできるだけ低いものとし、敷地の外周部に遮へい措置を講じるよう基準を定めるものとする。用途上これらの措置が適切でないものについては、整然と集積または貯蔵するよう基準を定めるものとする。
- カ. 鉱物の掘採または土石の類の採取については、道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、また、採取跡地の緑化等を図るよう基準を定めるものとする。
- キ. 水面の埋め立てもしくは干拓または宅地の造成、土地の開墾その他の土質形質の変更行為に伴って生じる護岸、擁壁またはのり面については、周辺環境に配慮し、自然の素材の活用または緑化等により修景を図るよう基準を定めるものとする。



②景観形成基準

行為	沿道景観の類型		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
1 建築物（建築物に附属する門、へいおよび太陽光発電設備等を除く。）の新築、増築または改築	敷地内における位置	(1)国道307号側の道路敷（以下「道路」という。）側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、道路からは、建築物の外壁は少なくとも2メートル以上後退させること。ただし、壁面線の統一の必要性や敷地の形状等を勘案し、景観形成上支障がない場合はこの限りではない。	
		(2)敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。	
		(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。	
	形態	(1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。	
		(2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または山りょうもしくは樹木地がある地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。	
		(3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。	
		(4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。	
	意匠	(1)平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。	
		(2)大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。	
			(3)周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。

行為	沿道景観の種類				
	山地景観	田園集落景観	市街地景観		
色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。				
	(2)外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。				
	遮へい植栽を効果的に 行った場合の緩和				
	色相	彩度 上限値	明度 下限値	彩度 上限値	明度 下限値
	0.1R～10G	6以下	3以上	8以下	2以上
0.1BG～10RP	3以下	3以上	4以下		
無彩色	-	3以上	-		
<ul style="list-style-type: none"> ・色彩については、マンセル表色系※で表示。 ・屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ・漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。 					
(3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること					
(4)周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。					
素材	(1)周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。				
	(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。				
	(3)できるだけ、石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。		(4)伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した素材とすること。		

行為	沿道景観の類型		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	敷地の緑化措置	(1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。	
		(2)大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域にあつては、この限りではない。(100平方メートルあたり1本以上の高木を植えること。必要本数以上の高木を、遮へい植栽として効果的に設置する場合、および遮へいに限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和するとともに、景観形成基準「形態(2)(3)」「意匠(3)」への適合を要しないこととする。)	
		(3)道路から後退してできる空地は、少なくとも中木1本相当により緑化すること。敷地間口(出入口の幅を除く)を生垣等によりすべて緑化する場合、建築物にかかる景観形成基準「色彩」を緩和する。	
		(4)建築物が周辺景観と融合し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。	
		(5)大規模建築物にあつては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。	
		(6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。	
	樹木等の保全措置	(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。	
		(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。	

行為	沿道景観の類型		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
2 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するものの新設、増築または改築	(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。		
	(2)建築物の敷地では、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。		
	(3)道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。		
	(4)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。		
3 門（建築物に附属するものを含む。）の新設、増築または改築	(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。		
4 擁壁の新設、増築または改築	(1)道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。		
	(2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとする。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。		
5 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽の新設、増築または改築	(1)道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路からは2メートル以上後退すること。		
	(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
	(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		

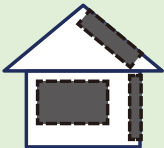
沿道景観の類型 行為	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	(4)できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。		
	(5)常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。		
	(6)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(7)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
6 彫像その他これに類するものの新設、増築または改築	(1)原則として、道路から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。		
	(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。		
	(3)原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではない。		
	(4)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。		
	(5)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(6)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
7 汚水または廃水を処理する施設の新設、増築または改築	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路からは2メートル以上後退すること。		
	(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
	(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		

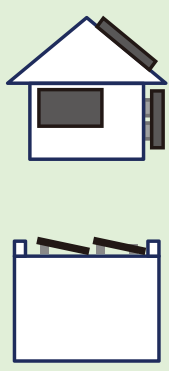
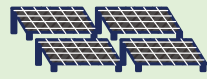
沿道景観の種類	山地景観	田園集落景観	市街地景観
行為	(4)平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		
	(5)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。		
	(6)敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できないようにすること。		
	(7)常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。		
	(8)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(9)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路からは2メートル以上後退すること。		
	(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
	(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		
	(4)敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあっては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。		
	(5)敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。		
	(6)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(7)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		

行為	沿道景観の類型		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
<p>9 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築</p>	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 なお、原則として、道路からは2メートル以上後退すること。		
	(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。 やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
	(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		
	(4)できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		
	(5)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。		
	(6)敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあっては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。		
	(7)常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ること。		
	(8)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(9)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
<p>10 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む。）の新設、増築または改築</p>	(1)鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。		
	(2)電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。		

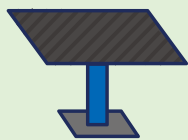
行為	沿道景観の類型		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	(3)形態の簡素化を図ること。		
	(4)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること		
			(5)鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。
11 建築物等の移転	それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準による。		
12 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。		
13 建築物等の外観の色彩の変更	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。		
14 木材の伐採	(1)伐採は、できるだけ小規模にとどめること。		
	(2)道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		
	(3)高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。		
	(4)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。		
15 屋外における物件の堆積	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路からは2メートル以上後退すること。		
	(2)遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。		
	(3)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあっては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。		

行為	沿道景観の類型		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	(4)農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。		
	(5)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
	(6)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		
	(7)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
16 土石の採取または鉱物の掘採	(1)道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。		
	(2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。		
17 水面の埋立てまたは干拓	(1)護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。		
	(2)埋立てまたは干拓後の土地（のり面を含む。）にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じること。		
18 土地の開墾その他土地の形質の変更	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全すること。		
	(2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとすること。		

行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	<p>(3)のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</p>		
	<p>(4)駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。</p>		
	<p>(5)広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化し、河川または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。</p>		
<p>19 建築物と一体となる太陽光発電設備等の新築、増築または改築</p> 	意匠	<p>(1)屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。</p>	
		<p>(2)公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。</p>	
		<p>(3)周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。</p>	
	色彩	<p>(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p>	
		<p>(2)太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。</p>	
		<p>(3)付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。</p>	

行為	沿道景観の類型		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
20 建築物に付帯する太陽光発電設備等の新築、増築または改築 	形態	(1)勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。	(1)勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。
		(2)壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。	(2)壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。
		(3)陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。	(3)陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。
	意匠	(1)公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。	(1)公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。
		(2)周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。	(2)周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。
	色彩	(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。	(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
		(2)太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。	(2)太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。
		(3)付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。	(3)付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。
	21 土地に自立して設置する太陽光発電設備等（平面型）の新設、増築または改築 	色彩	(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
(2)付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。			(2)付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
植栽等		(1)周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。	(1)周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。
		(2)最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。	(2)最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。
		(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。	(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。

行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
		(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。	
		(5)常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。	
		(6)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。	
		(7)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。	
	その他	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路から2メートル以上後退すること。	
		(2)平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類はできるだけ目立ちにくくすること。	
		(3)周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。	
		(4)土地の形状を踏まえ、周囲に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。	
	22 土地に自立して設置する太陽光発電設備等（支柱型）の新設、増築または改築	色彩	(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
			(2)付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
植栽等		(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。	
		(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。	
		(3)常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。	



行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
		(4)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。	
		(5)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。	
	その他	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 なお、原則として、道路から2メートル以上後退すること。	
		(2)できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。	
		(3)周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。	
		(4)土地の形状を踏まえ、周辺に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。	

第2 河川景観形成地区

1 良好な景観形成に関する考え方

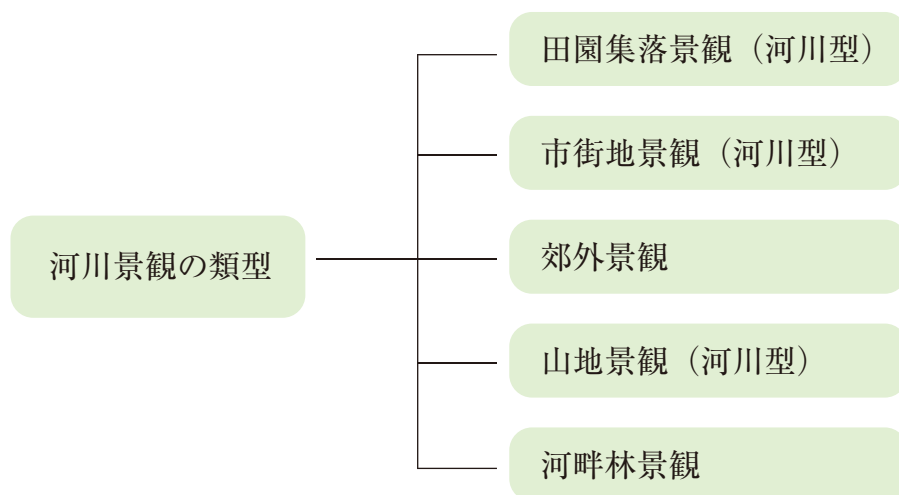
(1) 河川景観の類型

河川とその周辺の景観は、それぞれの区域の土地利用やその区域内の景観構成要素により、それぞれ異なった様相を呈している。したがって、河川景観を良好なものとするには、それぞれの景観特性に沿った景観形成を図っていく必要がある。

このため、河川とその周辺の地形、土地利用等の景観構成要素の特性を総合的に把握して、以下のような景観の類型化を行うものとする。

河川沿いに農地が広がりその中に落ち着いた集落が点在する田園集落景観、低中層の建築物が連たんし、今後もこれらの立地が予想される市街地景観、農地、住宅、工場等が混在した郊外景観、河川まで迫る山林や丘陵によって形成された山地景観、河川沿いに緑豊かな樹林が広がる河畔林景観の5つの景観類型に区分する。

この景観類型を河川の各地域に適用するに当たっては、現状の景観とともに将来の開発計画等による景観の変化等も考慮して、地域の景観の類型を定めるものとする。



(各河川での景観類型の適用)

	田園集落	市街地	郊外	山地	河畔林
芹川	○		○		
宇曾川	○			○	○

(2) 基本方針

河川景観の主要な視点場を河川区域とする。このうち、特に眺望を楽しめる区間、堤防、橋りょう、更に堤内地が公共施設等に接する部分は、特に重要な視点場となる。また、平行する道路から河川を望見しうる区間についても視点場とする。

河川景観は、水を中心に河川区域とその周辺の景観とが一体となったものであって、その中には緑豊かな自然や歴史が育てた風土が取り込まれており、現在も社会活動等に伴って変化しつつある。そこで、自然景観を根底から支える生態系の保全や、人文景観を支える生活文化の継承等について配慮しながら、景観上の特性を十分踏まえ今後の望ましい景観形成のために次の3つの事項を基本方針として定める。

	芹川	宇曾川
1) 一体的な河川景観の形成	<p>芹川の河川景観は、対象とする区域が比較的短距離なこともあり、芹川とその周辺はもとより中流と下流との間であっても、それぞれの特性を生かしつつ、流域の自然景観や生活環境と一体となった河川景観の形成を図る必要がある。</p> <p>このため、様々な景観構成要素についてそれぞれの区域の特性を生かしながらも、河川やその周辺と調和するよう景観的に配慮し、全体としてまとまりが感じられるような景観形成を図るものとする。</p>	<p>宇曾川の河川景観は、河川とその流域が比較的広い範囲において一体的に意識されるものである。</p> <p>したがって、河川区域を中心として、流域の自然景観や生活環境と一体となった河川景観の形成を図る必要がある。</p> <p>このため、様々な景観構成要素についてそれぞれの区域の特性を生かしながらも、河川やその周辺と調和するよう景観的に配慮し、全体としてまとまりが感じられるような景観形成を図るものとする。</p>
2) 緑豊かな河川景観の形成	<p>芹川の周辺には、農地や樹林地等が多く、芹川とその周辺を取り巻く緑が一体となって良好な河川景観を形成している。</p> <p>このような芹川の景観を特徴づけている豊かな緑の保全を図り、それらが失われつつある箇所においては、できるだけその復元に努めるものとする。</p> <p>なお、市街地については、河川敷の緑化や街路樹等の整備によって新たな緑の創出を図るものとする。</p>	<p>宇曾川の周辺には、農地、樹林、竹林等多くの自然が残され、河川とその周辺を取り巻く緑が一体となって、良好な河川景観を形成している。</p> <p>このような宇曾川の景観を良好に特徴づけている豊かな緑の保全を図るものとする。</p>

	芹川	宇曾川
3) 郷土らしさのある河川景観の形成	芹川の流域は、多賀大社の森の遠望景観や穀倉地帯特有の昔ながらの田園と集落とが調和した景観をとどめている。河川景観を郷土らしさあふれる親しみやすいものとするため、これらを生かした景観の形成を図るものとする。	宇曾川の流域は、鈴鹿山脈を背景にして、河川に沿って広がっていた樹林帯の中の金剛寺野古墳群や金剛輪寺に代表される歴史的な面影を残している。このような風土性や歴史性は、一体となってその区域特有の雰囲気醸し出している。河川景観を郷土らしさあふれる親しみやすいものとするため、これらを生かした景観形成を図るものとする。

(3) 類型別景観形成の方向

①田園集落景観（河川型）

穏やかな田園や緑豊かな樹林の中にこれらと調和した勾配屋根の集落や家屋が点在するのどかで落ち着いたきのある景観形成を図るものとする。

このため、河川周辺や集落の中に分布する樹林等をできる限り保全し、豊かな自然を生かした周辺農地や背後の山並みと一体となった緑豊かな落ち着いたきのある景観形成を図るものとする。

護岸、橋りょう等の整備については、周辺の景観に調和するようその形態、意匠、素材等について配慮するものとする。また、建築物、工作物等については、集落の落ち着いたきのある景観に調和するようその形態、意匠、素材、色彩等に配慮するものとする。

②市街地景観（河川型）

活力のある中にもそれぞれの風土性、歴史性等の地域条件を生かした特色ある整然とした街並みを形成し、潤いがあり、親しみの持てるような景観の形成を図るものとする。このため、河岸、橋りょう等について景観的な配慮を行うとともに、親水空間※の創出にも努めるものとする。また、建築物、工作物等は、形態、意匠、色彩、敷地内の緑化等について、景観的な配慮を行う。特に水と緑の調和が大切であるため、周辺の樹林地帯を核として公共空間および住宅地の緑化を積極的に図るものとする。

③郊外景観

旧集落、農地等から成る従来の景観と、今後の開発によって増加する近代的な景観との調和を図る。

このため、護岸、橋りょう等について景観的な配慮を行うとともに、周辺の樹林と一体となった親水空間の創出に努めるものとする。

建築物等は、位置、形態、意匠、色彩、敷地内の緑化等について景観的な配慮を行う。特に、現在建っているものあるいは今後の開発によって増加する工場、倉庫等の比較的大きな建築物等は、敷地内の緑化を図る等、周辺と調和の取れたものとする。また、鉄塔については、その位置や意匠に配慮し違和感の少ないものとする。

④山地景観（河川型）

河川を中心にして、山林および良好な樹林や田園が一体となったまとまりのある景観の形成を図るものとする。

このため、山林や河川周辺の緑はできる限り保全し、豊かな自然に恵まれた空間を確保するものとする。また、護岸等の整備を行う際には、周辺の景観に調和するようその形態、意匠および素材等について配慮するものとする。橋りょう、道路の防護柵等についても、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。建築物、工作物等については、河川から直接目立たないようにその位置をできる限り河川から後退させるよう配慮し、また周辺の自然や集落に調和するようその形態、色彩、素材等についても配慮するものとする。更に、建築物等の敷地の緑化を図ることにより自然と一体となった景観を形成するよう配慮するものとする。

⑤河畔林景観

緑豊かな河畔林と農村集落、工場等が一体となった緑地空間の形成を図るものとする。

このため、河川景観を良好なものとして特徴づけている河畔林などをできる限り保全し、これらと一体となった親水区間の創出に努めるものとする。

護岸、橋りょう等の整備については、周辺の景観に調和するよう配慮するよう形態、意匠、素材等について配慮するものとする。周辺の建築物、工作物等については、河川から直接目立たないようその位置をできる限り河川から後退させるよう配慮し、また、周辺の自然に調和するようその形態、意匠、色彩等についても配慮するものとする。更に、建築物等の敷地の緑化を図ることにより、河畔林と一体となった景観を形成するよう配慮するものとする。

2 行為の制限に関する考え方（景観形成基準）

（1）届出の必要な行為と基準項目

河川景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ届出が必要となる。

（届出対象行為）

- ㊦ 建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- ㊧ 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ㊨ 木竹の伐採
- ㊩ 屋外における物件の堆積
- ㊪ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ㊫ 水面の埋立てまたは干拓

(基準項目)

- ⑦ 建築物等の敷地内における位置、形態、意匠、色彩または素材
- ⑧ 緑化措置または樹木等の保全措置
- ⑨ 木竹を伐採する場合の位置または規模
- ⑩ 屋外において物件を集積し、または貯蔵する場合の位置、高さまたは遮へい措置
- ⑪ 鉱物を掘採し、または土石の類を採取する場合の遮へい措置または事後措置
- ⑫ 水面を埋め立て、または干拓する場合の護岸の措置
- ⑬ 土地の形質を変更する場合ののり面の措置
- ⑭ その他知事が景観形成のため必要と認める事項

(2) 河川景観形成地区の景観形成基準

①景観形成基準の考え方

河川とその周辺に影響を与える行為は、建築物等の設置行為をはじめ、木竹の伐採、物件の集積、土地の形質の改変行為等多岐に及ぶ。

これらは住民の生活あるいは事業者等の産業活動と密接に関連しているものであるが、河川とその周辺の景観に大きな影響を与える行為でもあるため、河川とその周辺の景観を保全し、またはこれとの調和を図り、場合によっては新たに美しい景観を創造するという観点に立って、これらの行為がなされていく必要がある。

このため、これらの行為をする場合の景観上留意すべき事項を景観形成基準（以下「基準」という。）として定め、基準に基づき、これらの行為に対し、必要に応じて勧告を行うものとする。なお、周辺景観に著しく支障があると認めるものは、条例に定める特定届出対象行為について、基準に適合しないものをしてしようとする者またはした者に対し、設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

各種の行為に対応した基準の指針は次のとおりであるが、この活用に当たっては、景観形成の基本方針および各景観類型における景観形成の方向を基に景観類型別に定め、その特性に応じ運用を図るものとする。

- ア. 建築物等の位置については、河川や視点場となりうる主要な道路からできるだけ後退し、緑化のための空間を確保できるよう基準を定めるとともに、建築物等の敷地については、緑豊かな河川景観を形成するために必要であり、かつ、周辺環境との調和の得られる緑化措置や樹木等の保全についての基準を定めるものとする。
- イ. 建築物等の形態、意匠および素材については、地域の特性を生かしながら周辺の景観と調和した落ち着いたものとなるよう基準を定めるものとする。
- ウ. 建築物等の色彩については、周辺の景観に調和したものとなるよう基準を定めるものとする。
- エ. 河川周辺の景観上重要な樹林、木竹等は、周辺景観に配慮し、極力保全するものとし、やむを得ず伐採しなければならない場合には、周辺環境との調和の得られる代替植栽等の事後措置を講じるよう基準を定めるものとする。

- オ. 屋外における物件の集積または貯蔵については、その高さをできるだけ低いものとし、敷地の外周部に植樹等による遮へい措置を講じるものとする。用途上、これらの措置が適切でないものについては、整然と集積または貯蔵するよう基準を定めるものとする。
- カ. 鉱物の掘採または土石の類の採取については、河川からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、また、採取跡地は周辺環境に配慮した緑化等を図るよう基準を定めるものとする。
- キ. 水面の埋立てに伴って生ずる護岸、擁壁については、自然の素材の活用、周辺環境を考慮した修景等の措置を講じ、のり面や埋立て後の土地は周辺環境を考慮した修景緑化を講じるよう基準を定めるものとする。
- ク. 宅地の造成、土地の開墾、駐車場、広場等の設置その他の土地形質の変更行為については、できるだけ既存の樹林を残し、敷地の外周部等に修景緑化措置を講じるよう基準を定めるものとする。

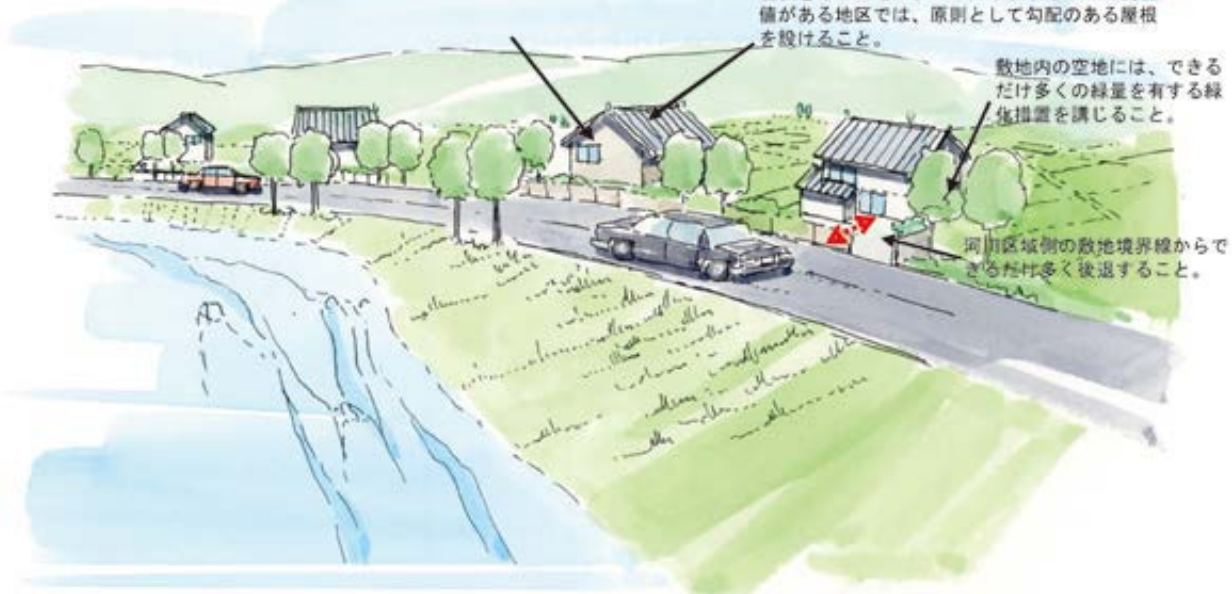
屋根の色はげばげばしくないように努め、彩度6以下（彩度3以下）とすること。

外観の基調色はげばげばしくないように努め、彩度6以下（彩度3以下）、明度3以上とすること。

周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区または山りょうもしくは樹林値がある地区では、原則として勾配のある屋根を設けること。

敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。

河川区域側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。



②景観形成基準

行為	河川景観の種類				
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
1 建築物（建築物に附属する門、へいおよび太陽光発電設備等を除く。）の新築、増築または改築	敷地内における位置	(1)河川区域（以下「河川」という。）側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、河川や視点場となりうる主要な道路（以下「主要道路」という。）からは、建築物の外壁は少なくとも2メートル以上後退させること。ただし、河川または主要道路に面して建築物が連たんしている地区において、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がない場合はこの限りではない。			
		(2)敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。			
	形態	(1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりある形態とすること。			
		(2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林地がある地区にあっては、原則として、勾配のある屋根を設けること。			
		(3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。			
		(4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。			
	意匠	(1)平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。			
		(2)大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するように努めること。			
		(3)周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合は、これを模したものとすること。			

行為	河川景観の類型																										
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観																						
色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。																										
	(2)外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること																										
	遮へい植栽を効果的に 行った場合の緩和																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> <td>8以下</td> <td rowspan="3">2以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>-</td> <td>3以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>・屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ・漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。</p>						色相	彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	8以下	2以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	4以下	無彩色	-	3以上
色相	彩度	明度	彩度	明度																							
	上限値	下限値	上限値	下限値																							
0.1R～10G	6以下	3以上	8以下	2以上																							
0.1BG～10RP	3以下	3以上	4以下																								
無彩色	-	3以上	-																								
(3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。																											
素材	(1)周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。																										
	(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。																										
	(3)地域性のある素材の活用に努めること。また、周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成されたところにあっては、周辺の建築物の様式を継承した材料とし、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。																										
	(4)できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。																										

行為	河川景観の種類	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
					これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の素材と調和が図れるよう配慮すること。	
	敷地の緑化措置	(1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。				
		(2)大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域にあつては、この限りではない。(100平方メートルあたり1本以上の高木を植えること。必要本数以上の高木を、遮へい植栽として効果的に設置する場合、および遮へいに限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和するとともに、景観形成基準「形態(2)(3)」「意匠(3)」への適合を要しないこととする。)				
		(3)河川または主要道路から後退してできる空地は、少なくとも中木1本相当により緑化すること。敷地間口(出入口の幅を除く)を生垣等によりすべて緑化する場合、建築物にかかる景観形成基準「色彩」を緩和する。				
		(4)建築物が周辺景観と融合し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。				
		(5)大規模建築物にあつては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。				
		(6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				

行為	河川景観の類型		田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
		樹木等の保全措置		(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。			
2 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの新設、増築または改築			(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。				
			(2)河川または主要道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。				
			(3)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。				
						(4)建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠をすること。	
3 門（建築物に附属するものを含む。）の新設、増築または改築			(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。				
4 擁壁の新設、増築または改築			(1)河川または主要道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。				
			(2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。				

河川景観の類型 行為	田園集落 景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
<p>5 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの 高架水槽の新設、増築または改築</p>	(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。				
	(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
	(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
	(4)できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。				
	(5)必要に応じて常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。				
	(6)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
	(7)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
<p>6 彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築</p>	(1)原則として、河川から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の環境との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。				
	(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。				
	(3)原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、河川から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術的作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。				
	(4)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。				
	(5)河川から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
	(6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				

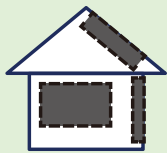
行為	河川景観の類型	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
7 汚水または廃水を処理する施設の新設、増築または改築						(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。
						(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
						(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
						(4)平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。
						(5)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。
						(6)敷地外周部は、生垣で緑化し、容易に望見できないようにすること。
						(7)常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。
						(8)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
						(9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築						(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。
						(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
						(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
						(4)敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあっては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。

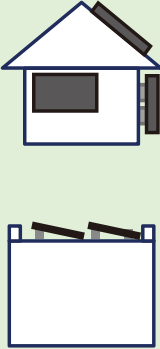
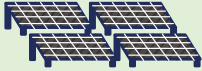
河川景観の類型 行為	田園集落 景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
	(5)敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。				
	(6)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
	(7)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
<p>9 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築</p>	(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。				
	(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
	(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
	(4)できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。				
	(5)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。				
	(6)敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。				
	(7)常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。				
	(8)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
	(9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				

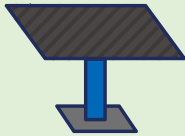
河川景観の類型 行為	田園集落 景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
10 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む。）の新設、増築または改築	(1)鉄塔は、原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、河川または主要道路からできるだけ後退して設けること。				
	(2)電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないように配置すること。設置する場合には、できるだけ河川または主要道路から後退するよう努めること。				
	(3)形態の簡素化を図ること。				
	(4)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。				
		(5)鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。	(6)鉄塔はりょう線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。		
11 建築物等の移転	それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準による。				
12 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。				
13 建築物等の外観の色彩の変更	それぞれ該当する建築物等の色彩の基準による。				
14 木竹の伐採	(1)伐採は、できるだけ小規模にとどめること。				
	(2)河川または主要道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
	(3)高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。				
	(4)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。				

行為	河川景観の類型	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
15 屋外における物件の堆積		(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。				
		(2)遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。				
		(3)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に河川または主要道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。				
		(4)農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。				
		(5)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
		(6)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
		(7)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
16 土石の採取または鉱物の掘採		(1)河川または主要道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、河川または主要道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。				
		(2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。				
17 水面の埋立てまたは干拓		(1)護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。				
		(2)埋立てまたは干拓後の土地（のり面を含む。）にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じること。				

行為	河川景観の類型				
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
18 土地の開墾その他土地の形質の変更	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全すること。				
	(2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。				
	(3)のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。				
	(4)駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。				
	(5)広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化し、河川または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。				
19 建築物と一体となる太陽光発電設備等の新築、増築または改築	意匠	(1)屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。			
		(2)公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。			
		(3)周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。			
	色彩	(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。			
		(2)太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。			
		(3)付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。			



行為	河川景観の類型				
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
20 建築物に付帯する太陽光発電設備等の新築、増築または改築 	形態	(1)勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。			
		(2)壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。			
		(3)陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものにする。			
	意匠	(1)公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。			
		(2)周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。			
	色彩	(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。			
(2)太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。					
(3)付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。					
21 土地に自立して設置する太陽光発電設備等(平面型)の新設、増築または改築 	色彩	(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。			
		(2)付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。			
	植栽等	(1)周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。			
		(2)最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。			
		(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。			
		(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。			

行為	河川景観の類型					
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観	
		(5)常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。				
		(6)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
		(7)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
	その他	(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。				
		(2)平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類はできるだけ目立ちにくくすること。				
		(3)周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。				
		(4)土地の形状を踏まえ、周囲に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。				
22 土地に自立して設置する太陽光発電設備等(支柱型)の新設、増築または改築 	色彩	(1)パネルを設置する場合は、黒もしくは濃紺または低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。				
		(2)付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。				
	植栽等	(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
		(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
		(3)常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。				
		(4)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
		(5)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				

行為	河川景観の類型				
	田園集落 景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
	その他	(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。			
		(2)できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。			
		(3)周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。			
		(4)土地の形状を踏まえ、周辺に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。			